

社団法人 日本舟艇工業会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人日本舟艇工業会(JAPAN BOATING INDUSTRY ASSOCIATION)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本会は、舟艇、舟艇用機関及び舟艇関連部品の製造・整備業(以下「舟艇工業」という。)の健全な発達を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 舟艇に関する内外需要の振興に関すること。
- (2) 舟艇に関する展示会その他各種催事の開催及び宣伝普及に関すること。
- (3) 舟艇工業の技術の向上に関すること。
- (4) 舟艇の安全確保及びその利用の円滑化に関すること。
- (5) 舟艇工業に関する情報の収集及び配布に関すること。
- (6) 政府その他の機関に対する意見の具申に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

(会員の種別等)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した法人、個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人、個人又は団体

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の議決を経なければならない。

(入会金及び会費の納入等)

第 7 条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び正会員費又は賛助会員費を納めなければならない。

2 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

(代表者の届出)

第 8 条 会員が法人又は団体である場合は、本会に対する代表者 1 名を指定し、届け出なければならない。代表者を変更した場合も同様とする。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2 年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(会 員 資 格 の 相 続)

第 1 0 条 会 員 (個 人) が 死 亡 し た 場 合 は、 前 条 の 規 定 に 関 わ ら ず そ の 相 続 人 が 会 員 の 資 格 を 承 継 す る こ と が で き る。 た だ し、 そ の 場 合 は、 相 続 人 で あ る こ と を 証 明 す る 書 類 を 添 え た 会 員 名 変 更 届 を 提 出 し、 会 長 の 承 認 を 得 る も の と す る。 ま た、 会 員 が 商 号 を 変 更 し た 場 合 は、 こ れ を 証 明 す る 書 類 を 添 え て、 会 員 名 変 更 届 を 提 出 し、 会 長 の 承 認 を 得 る も の と す る。

(退 会)

第 1 1 条 正 会 員 及 び 賛 助 会 員 は、 会 長 が 別 に 定 め る 退 会 届 を 会 長 に 提 出 し て、 任 意 に 退 会 す る こ と が で き る。

(除 名)

第 1 2 条 会 員 が、 次 の 各 号 の 一 に 該 当 す る と き は、 総 会 に お い て、 出 席 し た 正 会 員 の 3 分 の 2 以 上 の 議 決 に 基 づ き 除 名 す る こ と が で き る。 こ の 場 合、 そ の 会 員 に 対 し、 議 決 の 前 に 弁 明 の 機 会 を 与 え な け れ ば な ら ない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(権 利 の 喪 失)

第 1 3 条 退 会 し た 者 又 は 除 名 さ れ た 者 は、 会 員 と し て の 一 切 の 権 利 を 失 い、 既 に 納 付 し た 会 費、 そ の 他 本 会 の 資 産 に 対 し て、 何 ら の 請 求 を す る こ と が で き ない。

第 3 章 役 員 等

(役 員)

第 1 4 条 本 会 に 次 の 役 員 を 置 く。

会 長 1 名

副会長	2名以内
専務理事	1名
常任理事	15名以内
理事	20名以上30名以内（会長、副会長、専務理事及び常任理事を含む。）
監事	2名以内

（役員の選任）

第15条 理事及び監事は、総会において正会員（法人にあっては、第8条の代表者。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外から理事5名以内を選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事の互選によりこれを定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の職務）

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行し、かつ事務局を総括して会務を処理する。

4 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

5 常任理事は、常任理事会を通じて本会の常務を行う。

6 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

（役員の任期）

第17条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又

は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 第15条の規定により就任した役員が、その任期中に第8条による代表者でなくなったときは、届出のあった後任の代表者は、理事会の承認を得て、前任者に代わって役員となることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第20条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の委嘱期間は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 総 会

(種 別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機 能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第24条 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上からの会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第6項の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書類により、開催の日の7日前までに会員に通知

しなければならない。ただし、その通知をした後に、緊急を要する付議事項が生じたときは、会長は、これを総会の議に付すことができる。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数等)

第27条 正会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2 賛助会員は、前項の表決権を有しないが、総会に出席することができる。

3 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

4 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(書面表決等)

第28条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 理事会等

(理事会)

第30条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から要請があったとき招集する。

- 2 監事、顧問は理事会に出席して、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
 - (2) 総会に提出する議案
 - (3) 総会によって委任された事項
 - (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
 - (5) その他の重要事項
- 2 前項第4号の議決事項は、次の総会において議決を得なければならない。
- 3 第27条から第29条までの規定は、理事会に準用する。

(常任理事会)

第32条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成し、理事会から委任された事項その他本会の常務執行

に関する事項を審議決定する。

- 2 前条の規定は常任理事会に準用する。
- 3 監事及び顧問は常任理事会に出席して意見を述べるができる。

(議長)

第33条 理事会及び常任理事会の議長は会長がこれにあたる。

(専門委員会)

第34条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、各種の専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第35条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第36条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (3) 理事及び監事の名簿及び履歴書並びに職員の名簿
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する資料及び議事録
- (6) 事業計画及び予算に関する書類
- (7) 事業報告及び決算に関する書類
- (8) 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) その他必要な帳簿及び書類

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第40条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 毎事業年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 年度開始後通常総会の日までは、前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

3 前項の収入・支出は、通常総会において成立した予算の収入・支出とみなす。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3 会長は、前2項の書類及び報告書について、総会の議決を得なければならない。

(長期借入金)

第44条 本会が予算に基づき資産の借入をしようとするときは、その借入後1年以内に償還する短期借入金を除き、運輸大臣に届けなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 5 条 この定款は、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、運輸大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 4 6 条 本会は、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 4 7 条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、運輸大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

(細則)

第 4 8 条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 . 本会の設立により、日本舟艇振興会の資産は、本会が承継する。
- 2 . 本会の設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
- 3 . 本会の設立当初の事業年度は、第 3 4 条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和 4 6 年 3 月 3 1 日に終わるものとする。
- 4 . 本会設立当初の役員は、第 1 5 条の規定にかかわらず、設立総会において選任された者とする。
- 5 . この定款は運輸大臣の設立許可の日（昭和 4 5 年 6 月 9 日）から施行する。
- 6 . 第 7 条の規定にかかわらず、日本舟艇振興会の会員については、本会の入会金は徴収しない。

附 則

この定款の一部変更は、運輸大臣の認可のあった日（平成 1 1 年 7 月 5 日）から施行する。